

山梨県公報

号外第四十二号

平成十五年

五月二十六日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区の当選の効力に関する異議の申出に対する決定 …………… 一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区の当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。
平成十五年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

決 定 書

山梨県富士吉田市下吉田五一五六番地

異議申出人 渡 辺 達 雄

右異議申出人(以下「申出人」という。)から平成十五年四月二十五日付で提起された平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第一 異議申出の理由

申出人の異議申出の理由とするところは、異議申出書及び当委員会に対し提出された証拠書類等に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙の当選人渡辺亘人(以下「本件当選人」という。)が、次の二及び三のとおり公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。)の規定に

違反して選挙運動を行った。

二 本件当選人は平成十五年四月七日に「打上げ式実施要綱(案)」とする文書に総務省・財団法人明るい選挙推進協会が作成し発行した明るい選挙を呼びかけるチラシ及び政治家の寄附禁止等と呼びかけるチラシ二種類を添付(以下「本件文書等」という。)し、三名の選挙人外不特定多数に対し、本件当選人の選挙事務所及び同事務所外で頒布した。これは公選法第百四十二条第一項の規定に違反する。

三 本件当選人は平成十五年四月十二日午後七時三十分から同日午後九時頃まで本件当選人の選挙事務所及び同事務所前で六十名ほどが参集した「打上げ式」を行った。これは公選法の規定に反した違法な選挙運動である。

四 これらの違法行為は選挙の基本理念たる自由公正の原則を著しく阻害した。その結果、本件当選人は当選人としての資格を失っており、その当選は無効である。

五 本件選挙において、こうした本件当選人による選挙違反がなかったならば、候補者の当落に現実に生じたところと異なった結果が生じるのは当然である。

六 公選法の趣旨、公費で選挙が行われていること、候補者に対し事前に選挙運動に関する詳細な説明を行っていることなどから、選挙管理委員会はその職務権限により規定違反者を処分しなければならず、規定違反者である本件当選人の当選を無効としなければならない。選挙管理委員会が規定違反者に対し専ら刑事上の訴追とその結果に委ねる傾向は、選挙の規定に違反するものである。

第二 決定の理由

当委員会は、本件異議申出について、その要件を審査した結果、適法なものと認めこれを受理し、職権により申出人に対し証拠物等の提出を求め、本件当選人に対しても必要な照会を行い、慎重かつ厳正に審理した。

一 まず、公選法第二百六条及び公選法第二百七条に規定する当選の効力に関する争訟において、当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」(平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決)であると解されている。

二 こうした観点から申出人の主張を検討すると、申出人がその異議申出の理由二及び三において主張する違法行為とは、県議会議員選挙において公選法第百四十二条第一項第四号に規定する選挙運動のために頒布することができる通常葉書以外の文書である本件文書等を頒布し、公選法第百六十四条の六第一項の規定により選挙運動のために街頭演説をすることができる時間である午後八時を超過し、本件当選人の設けた選挙事務所において「打上げ式」を開催したとのことである。
なお、申出人は本件文書等の頒布が公選法第百四十二条第一項第四号に違反する

理由として、選挙の期日の告示後であれば候補者の氏名が特定された文書は同条に規定する文書以外は、如何なる文書であれ頒布することができないと主張する。

一方、本件当選人に対し委員会が照会した結果によると、本件文書等は平成十五年四月七日に本件当選人の設けた選挙事務所内において本件当選人の支持者五十二名が集まる会合の席上に二十五枚程度備え置いたものとされ、「打上げ式」については、平成十五年四月十二日に同選挙事務所において午後七時二十五分から開始され、同日午後七時五十分を終了したものであるとされている。

いずれにしても、公選法第百四十二条は選挙運動のために使用する文書図画の頒布について、「無制限の頒布等を許容するときは、選挙運動に不当な競争を招き、これがため、選挙の自由公正を害し、その適正公平を保障しがたいこととなるので、かような弊害を防止するために必要かつ合理的と認められる範囲において、文書図画の頒布の制限禁止等の規制を加えることは、選挙の適正公正を確保するという公共の福祉のためのやむを得ない措置」（昭和三十九年十一月十八日最高裁判所判決）であると解され、公選法第百六十四条の六は夜間の街頭演説について、時間的に無制限にこれを認めるときは夜間の静穏が保てないことからこれを規制する措置であると解されている。これらの規制に反する選挙運動を行った者は公選法第二百四十三条第一項第三号及び公選法第二百四十四条第一項第六号の規定により処罰され、当選人がこれらの選挙運動の取締規定に違反し選挙運動を行ったときは、公選法第二百五十一条の規定によりその当選が無効とされるものである。すなわち、公選法第二百五十一条の規定により刑に処せられた当選人の当選は、なんらの手続を要することなく判決の確定と同時に無効となるものである。

こうした当選人の行為の罰則該当の有無についての認定・判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法第二百五十一条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）と解されている。そもそも、当選争訟において本件当選人の行為が申出人の主張する選挙犯罪に該当するかどうかを審理判断し、これを理由にその当選を無効とすることはできないものである。なお、本件当選人に関し、公選法第二百五十一条の規定により刑に処せられた事実はない。

三 申出人は、異議申出の理由四により本件当選人の違法行為により本件当選人が選挙の基本理念たる自由公正の原則を著しく阻害し、その結果、本件当選人は当選人

としての資格を失った旨を主張する。しかし、当選争訟における当選無効原因としての違法事由は、決定の理由一のとおり当選人決定についての違法事由のみに限られると解され、決定の理由二のとおり本件当選人が選挙犯罪に該当するかどうかを審理判断し、これを理由に本件当選人の当選無効の理由とすることはできないと解されている。したがって、申出人の主張する本件当選人による違法行為は、当選争訟における当選無効原因となる違法事由のいずれにも該当せず、この点において本件当選人の当選を無効であるとする申出人の主張には、理由がない。

四 なお、選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならない」（昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決）と解されている。そこで当委員会は公選法第二百九条において当選の効力に関する異議申出があった場合においても、その選挙が公選法第二百五十一条に該当するとき、すなわち、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、当該選挙の無効の決定をすべきものと定めていることから、本件選挙が公選法第二百五十一条第一項に該当し無効となるか否かについても職権により検討する。

公選法第二百五十一条第一項の規定による「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定に違反しなくても、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招来することを指称し、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、もし選挙の規定違反がなかったならば「選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実を生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決）ものであると解されている。

そこで申出人の主張を検討すると、申出人は異議申出の理由四及び五において本件当選人が行つた違法行為が選挙の自由公正を著しく阻害し、こうした本件当選人による選挙違反がなかったならば、候補者の当落に現実を生じたところと異なつた結果が生じるのは当然であると主張する。しかし、公選法第二百五十一条第一項に規定する選挙の規定に違反することは、主として選挙管理の任に当たる機関の管理執行の手続に関する違反が該当するものであり、申出人が主張するような候補者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のときは、これに当たるものではない。これは「かかる違反行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を

期待しているものであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではない」（昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決）と解されているからである。もつとも、かような違法行為でも、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない」（昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決）と解されていることから、更にこの点において申出人の主張を検討する。

五 申出人の主張によると、本件当選人の違法行為とは、平成十五年四月七日に本件文書等を選挙人三名外不特定多数に頒布し、本件選挙の前日である同年四月十二日午後七時三十分から本件当選人の選挙事務所及び同事務所前で六十名ほどが参集した「打上げ式」を午後九時頃まで開催したとのことであるが、仮に申出人主張のとおりこれらの行為が行われたとしても、本件選挙において富士吉田市選挙区内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたというような特段の事態があったと判断するに足りる証拠はなく、そのことにより選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったものとは、到底認めることはできない。

六 なお、申出人は異議申出の理由六において選挙管理委員会が本件選挙の当選人決定に当たり、公選法上の違法行為について専ら刑事上の訴追とその結果に委ね、自ら処分を行うことなく当選人を決定することは選挙の規定に違反するとともに、本件当選人の当選を無効としなければならぬ旨を主張する。

確かに公選法第六条第一項により選挙管理委員会は「特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならぬ。」とされ、候補者のみならず選挙人に対しても選挙違反に関する必要な事項を周知する義務を負うものである。しかし、「選挙管理委員会はもとも選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違反行為を取り締まるべき地位にはない」（昭和五十年二月二十六日東京高等裁判所判決）と解されており、申出人が主張する違反者に対する処分とは、選挙管理委員会がその権限において行うものではなく、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものであると言わなければならない。

七 なお、決定の理由一のとおり、当選争訟においては選挙会による当選人決定の適否を審理し、これが違法である場合に当該当選人決定を無効とするものである。したがって当選人に当選人となる資格がなかったとして、その当選が無効とされるのは、選挙会の当選人決定の判断に公選法の諸規定に照らして誤りがあった場合に限られると解されている。本件選挙において、仮に申出人が主張するとおり本件当選人の違法行為の事実があったとしても、「当選人が選挙犯罪に該当する行為をした

ということとは、公選法所定の候補者の形式的資格要件にも失格事由にも該当しない」（平成三年十二月二十六日仙台高等裁判所判決）と解されている。よって、本件選挙において本件当選人を処分することなく当選を決定したことが選挙の規定に違反し、その当選を無効であるとする申出人の主張は、到底認めることができない。

八 以上のとおり、申出人の主張する当選無効の異議申出は全て理由がなく、また公選法第二百九条に基づき選挙無効の決定をなすべき事由も認められない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。
平成十五年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石 澤 道 夫

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番